

資料一 石油・石油製品の事故による流出の防止と除去に関する緊急対策についてのロシア連邦政府決定

石油流出の防止と除去ならびにその有害な影響から住民及び自然資源を守るためにロシア連邦政府は以下を決定する。

1. 石油・石油製品の事故による流出防止と除去に関する計画作成にあたって添付の基本的な必要条件を承認すること。
2. ロシア連邦構成主体の執行権力機関及び地方の独立管理機関に対して、領域の特性を考慮した石油・石油製品の流出防止と除去に関する計画作成にあたってそれぞれの必要条件を承認すること。
3. ロシア連邦市民防衛・非常事態・天災復旧省はロシア連邦鉱山・工業監督局と協力して、所有者の形態に関係なく石油・石油製品の採掘、精製、輸送、貯蔵を行っている組織者の石油・石油製品の事故による流出に向けて常に準備した状況におく対策を3ヵ月内に作成すること。

ロシア連邦政府議長 M.カシヤーノフ

モスクワ

2000年8月21日

No.613

資料二 石油・石油製品の事故による流出の防止と除去に関する計画作成にあたっての基本的な必要条件

(2000年8月21日付けロシア連邦政府決定で承認)

1. この基本的な必要条件は石油・石油製品の事故による流出の防止と除去に関する計画（以下、計画）作成の原則を定めている。この計画は地方、地区、領域、地域、連邦の観点及び流出の除去に加わる要員及び資金の相互作用の組織化に関わっている。
2. 計画は、最大限起こりうる石油・石油製品流出量を考慮した現行の規範的

な法的文書に一致して作成されており、流出量は以下の施設に定められている。

- ・石油タンカー—2 タンク
- ・石油積載バarge—総積載量の 50%
- ・固定式及び浮遊式採掘装置及び石油ターミナル—1500 t
- ・タンクローリー—積載量の 100%
- ・鉄道車両—鉄道車両のタンクローリー総量の 50%
- ・パイプライン破損—6 時間の間の最大限汲み取り量の 25%及びパイプラインの遮断区間におけるストッパー間の石油量
- パイプラインの穴—14 日間の最大限汲み取り量の 2%

3. 石油・石油製品の流出量及び流出面積によって非常事態は以下に分けられる。

地方的重要性—石油・石油製品の流出量は 100 t、流出面積は施設の領域を包含する。

地区的重要性—石油・石油製品の流出量は 500 t、流出面積は、施設が配置されている居住区の領域を包含する。

領域的重要性—石油・石油製品の流出量は 1,000 t、流出面積はロシア連邦構成主体の領域を包含する。

地域的重要性—石油・石油製品の流出量は 5,000 t、ロシア連邦の 2 構成主体の領域を包含する。

連邦的重要性—石油・石油製品の流出量は 5000 t 以上、ロシア連邦の 2 構成主体以上を包含する。

4. 計画では以下を想定しなくてはならない

- a) 石油・石油製品の起こり得る流出量の想定。
- b) 石油・石油製品の流出にともなう非常事態のために投入された要員と費用の量（以下、要員と費用）、施設で持っている要員及び資金による除去課題の関係及び専門的な事故・救難形成導入の必要性。
- c) 要員と資金の相互作用の組織化。
- d) 要員と資金の構成及び部隊配置。
- e) 管理、通信、広報の組織化。

- f) 規定の準備段階での支援に対して責任を持つ組織の指示に従った要員及び資金を常に準備する手続き。
 - g) 組織間、つまり石油・石油製品の流出除去の参加者間による相互情報交換のシステム。
 - h) 非常事態の信号を得た際の最初の行動。
 - i) 除去作業の組織化と作業導入にあたって考慮される石油・石油製品の流出地域の水文地理学的、航海・水路学的、水文気象学的及びその他特性。
 - j) 住民の安全保障と医療援助。
 - k) 石油・石油製品の流出除去に関する作業導入図式化。
 - l) 石油・石油製品の流出除去に関する物的・技術的、財政的保証の組織化。
5. 要員と資金の必要量を計算するにあたって以下を考慮しなくてはならない。
- 1)石油・石油製品の最大限起こりうる流出量。
 - 2)流出面積。
 - 3)施設の稼働開始年と最後の大修理の年。
 - 4)施設における最大石油・石油製品量。
 - 5)石油・石油製品の物理・化学性状。
 - 6)海洋・河川・内水池への流出の可能性を考慮した石油・石油製品の広がり
の早さに対する施設設置場所の影響。
 - 7)施設設置場所における水文気象学上、水文地理学上その他条件。
 - 8) 施設が保有する要員及び資金の可能性及び地域（石油・石油製品の流出
除去への参加にあたって文書による協定を条件として）に配置される専門的
事故・救難形成の可能性。
 - 9)石油屑の積み替え、保存、処理に関する困り場所があること。
 - 10)石油・石油製品の流出が起こりうる地域の輸送インフラ。
 - 11)緊急事態の場所への要員と資金の到達時間。
 - 12)石油・石油製品の流出包囲時間。海洋の流出では 4 時間、土壌での流出
では 6 時間を超えてはならない。
6. 連邦水準における海洋の事故による石油・石油製品流出の防除計画は、ロシア鉱山・工業監督局、ロシア連邦エネルギー省、ロシア連邦国防省、ロシア連邦農業省と合意して、ロシア連邦国家海難救助・調整本部によって作成

され、ロシア連邦運輸省、ロシア連邦市民防衛・非常事態・天災復旧省及びロシア連邦天然資源省によって承認される。

連邦水準の河川、内水における石油・石油製品の防除計画は、ロシア鉱山・工業監督局、ロシア連邦国防省、ロシア連邦農業省、ロシア連邦天然資源省との合意を得て、ロシア連邦エネルギー省、ロシア連邦運輸省、ロシア連邦市民防衛・非常事態・天災復旧省によって作成され、承認される。

地域水準の石油・石油製品流出の防除計画は、当該連邦構成主体の執行権力機関、ロシア連邦鉱山・工業監督局の地域機関、ロシア連邦市民防衛・非常事態・天災復旧省の地域機関、ロシア連邦農業省の地域機関、ロシア連邦天然資源省の地域機関との合意を得て、石油・石油製品の採掘、輸送、精製、貯蔵を行う組織によって作成され、ロシア連邦エネルギー省及びロシア連邦市民防衛・非常事態・天災復旧省によって承認される。

7.石油・石油製品の流出除去作業の実施の報告書は以下を内容としなくてはならない。

- a) 石油・石油製品の流出原因と義務。
- b) 汚染責任者の実施の記述と評価。
- c) 自然環境及び住民の健康に対する石油・石油製品の流出影響評価。
- d) 石油・石油製品の包囲、回収、費用、地域の復旧費を含む。
- e) 石油・石油製品の包囲、回収、除去費用、地域の復旧費を含む石油・石油製品の流出除去の費用。
- f) 残っている汚染水準。

8.連邦及び地域水準の計画を完成させるために、総合的な演習あるいは指令本部の訓練を少なくとも2年に1回は実施する。

石油・石油製品の流出除去に参加する地方、地区、領域レベルの要員及び資金の準備の手續と検査期間は、ロシア連邦構成主体の当該非常事態委員会によって定められる。

資料-3 海洋汚染の通知手続きに関する指令

第1章 総則

- 1.1 海洋環境汚染の通知手続きに関する本指令は、国民経済の管理について我が国で起こった構造変化に関連して、またロシア連邦の1973年船舶からの汚染防止国際条約、その変更の1978年議定書(73/78 マルポール条約)、1972年廃棄物及びその他物質の投棄による海洋汚染防止に関する条約、1974年バルト海の海洋環境保全に関する条約、1992年の黒海を汚染から守る条約及びその他国際条約のロシア連邦の加盟から発する義務に関連した1987年版指令の修正・改訂版である。
- 1.2 指令は、船舶及びその他施設(浮き施設、人工島、島、装置、建造物)から海への石油又はその他有害物質の投棄あるいは起こり得る投棄に関して、また海洋汚染防止規則の顕著な違反及び発生源には関わりない汚染物資の著しい流出量の発見に関して、ロシア連邦法及びロシア連邦の国際条約によって定められた通知の一般手続きを定めている。
- 1.3 本指令の規定は以下に対しては義務的なものである(注)。
 - ロシア連邦の海洋船舶及びその他浮き施設の船長
 - ロシア連邦の民間航空機の機長
 - ロシア連邦の領海内及び経済地域内で開発され、建設された人工島及び建造物で作業を指導している人物
 - ロシア連邦の内海・内水及びロシアの経済地域内の外国の海洋船舶並びにその他浮き施設の船長
- 1.4 本指令の施行に対する監督はロシア天然資源省の専門化された海洋監督機関(付属文書1)及び海洋船舶、その他浮き施設、宇宙船、人工島、装置及び建造物を運営している関係省庁・組織に委ねる。

(注) 軍艦、軍用補助船及び軍用宇宙船については軍・海洋艦隊の環境規則が適用される(ПОПС-90)。

第2章 海洋環境汚染に関する通知の一般規則及び原則

- 2.1 海洋環境汚染の通知は以下の場合に行われる。
 - 石油の流出及びその他有害物質の排出をもたらすか、もたらし得る船舶又はその他施設の事故
 - 採用されている国際規則あるいは国内規則に違反して他船(旗には関係なく)

又はその他施設からの石油及びその他有害物質の排出発見

-海における石油あるいはその他有害物質の流出発見

2.2 船舶からの有害物質による海洋汚染の通知は、付属文書2の標準化されている通知フォーマットにしたがってコードで伝達され、以下の原則に対応しなくてはならない。

-通知は短く、海洋汚染に関する情報のみを内容としなくてはならない

-通知の量は最低限でなくてはならない

-通知は、安全信号で直ちに（事故が船舶の安全に影響を及ぼす場合）、あるいは緊急の信号で直ちに（事故が船舶あるいは乗組員の安全に影響を及ぼす場合）伝達されなくてはならない。

-基本的な情報（貨物船舶、船上施設、設備等）は一度だけ伝達されなくてはならず、その変更の場合のみその後の通知で修正されなくてはならない。

第3章 船舶及びその他浮き施設からの通知手続き

3.1 招いた事故の通知

3.1.1 船舶又はその他浮き施設の船長（以下船舶の船長）は、以下を招いている自分の船舶の事故に関する情報を、船の文書登録内容の他に、速やかかつできるだけ十分な量で通知する義務がある。

-船舶あるいはその設備の破損の結果、あるいは船舶の安全確保のため、あるいは海上の人命救助のために、石油あるいは移し変えられた有害物質の排出又はその可能性。

-貨物コンテナ、非固定式タンク、自動車用タンクローリー、鉄道用タンクローリー、船舶バージ（はしけ）を含む梱包された有害物質の海洋への排出又はその可能性。

-採用されている国際あるいは国内規則で認められている量又は瞬間集中量を超えた規模の石油あるいは有害物質の、船舶航行時の排出。

3.1.2 通知の必要性をもたらす船舶あるいはその設備の破損の結果石油及びその他有害物質の排出可能性評価にあたって、それだけではなく、次ぎの事実を考慮しなくてはならない。

-破損、故障又は船舶、そのメカニズムあるいは設備の損傷の特徴

-海の状態、風力及び事故時のその地区の移動の強さ

特に、以下の場合に必ず通知しなくてはならない。

-船舶の安全に影響を与える破損、故障、破損（例えば、衝突、浅瀬への座礁、火災、爆発、構造上の強度の破壊、浸水、貨物の移動）

-航行安全に影響を与えるメカニズムあるいは設備の操作不能か破損（例えば、舵取り装置、主力エンジン、船舶の給電システム、航行確保重要な船舶手段の操作不能あるいは破損）。

- 3.1.3 もし船舶が内海、領域水域、ロシアの海洋経済水域あるいはその領域外及びロシアの沿岸が最も近い場合に、あるいは船舶が内水域、領域水域、外国の経済水域あるいはその領域外及びその国の沿岸が最も近い場合に、通知は海難救助・調整本部あるいは海難救助・調整支部に伝達される。

外国の港湾局の住所（沿岸無線通信所）への通知伝達に当たって、それぞれの国家の法律の総則によって指導されなくてはならないが、仮にこのような法律で通知がない場合には通知は以下によって行われる。

-先導する安全信号でそれぞれの沿岸無線通信所を通して（仮に事故が航行の安全を妨げる場合）、あるいは緊急信号（仮に船舶あるいは人命に影響を及ぼす場合）によって、以下が伝達される。

-周波数 405-525кГц、1605-2850кГц あるいは 156-175МГц

中波あるいは УКВ で沿岸無線通信所との連絡が確保されない場合、通知は周波数あるいは対応する海洋衛星回線システムを通して最も適当な沿岸無線通信所を通じて伝達される。

仮に船舶が船舶移動の通信伝達特殊システムが作動する地区内あるいは近くにいれば、このシステムの運転に責任をもつ前もって記された沿岸警備隊を通じて伝達される。

- 3.1.4 事故の通知は本指令付属に盛り込まれた情報を内容としなくてはならない。

- 3.1.5 何らかの原因で石油及びその他有害物質の排出あるいはその可能性に関する通知が、事故を引き起こした船舶から伝達され得ない場合には、このような情報の通知義務は、付属に示されたできるだけ多くの量の情報を伝達する船舶所有者、あるいは然るべき場合、荷主、オペレーターもしくはそのエージェントにある。

- 3.1.6 事故を起こした船舶に支援を行うかあるいは行うつもりのある船舶の船長は、3.1.3 項に述べられているように、自分の船、事故を起こした船の情報、救助に取り入れるかその予定の措置を伝え、仮にこのような情報の伝達が支援作業の導入に損失をもたらさない場合に、さらに事故の拡大について伝達しなくてはならない。

- 3.2 石油又はその他有害物質の著しい流出に関する通知
- 3.2.1 石油又はその他有害物質の海への流出を発見した場合、船舶の船長は直ちに 3.1.3 項に定める海難救助・調整本部あるいは海難救助・調整支部に流出を伝える。
- 3.2.2 このような流出の情報はできるだけ以下を含める。
- 流出発見時間とその位置
 - 流出場所における気象条件（海の状況、風速、風向、視界）
 - 汚染の特徴とその延長（広がり）
 - 推定される汚染源
- 3.3 採用されている国際規則又は国内規則に違反した排出の通知
- 3.3.1 他の船舶（ロシア又は外国の船舶）あるいは他の施設からの海への石油及びその他有害物質の排出を発見した際、そのような排出が採用されている国際規則又は国内規則に違反して起こされたということを条件付ける理由があれば、船舶の船長はこのような排出を海難救助・調整本部あるいは海難救助・調整支部又は最も近い外国の港湾局に通知する。
- 3.3.2 明らかな違反が、外国国家の利益を傷つけるか抵触し得るような大量の石油又はその他有害物質の流出をもたらした場合には、3.1.3 項で定められたような国家権力にも通知が行われる。
- 3.4 投棄に関連した事故通知
- 3.4.1 所轄権力によって与えられた特別のあるいは一般的な許可にしたがって海に投棄のために予定された廃棄物又はその他物質を運搬している船舶の船長は、許可されている条件に違反して廃棄物又はその他物質の排出を引き起こすかその可能性のある事故について海難救助・調整本部あるいは海難救助・調整支部に直ちに通知する義務がある。
- 3.4.2 外国国家の内水域、領海、経済地域あるいは大陸棚で事故が起きた場合には、この国の最も近い港湾局に通知が行われなくてはならない。
- 3.4.3 投棄に関連した事故の通知は 3.1.3 項にしたがって伝達される。

第4章 航空機からの通知手続き

- 4.1 石油及びその他有害物質の排出を引き起こすか引き起こす可能性のある事故の通知
- 4.1.1 民間航空機の機長は、石油及びその他有害物質の排出を引き起こすかその可能性のある大事故について管理地点の係官に空中の移動によって伝えなくてはなら

ない。

事故の通知は次ぎの情報を内容としなくてはならない

- 事故発見時間及びその所在地（場所）
- 事故の要点
- 誰が事故に加わっているか
- 事故地区の気象条件（海の状態、視界、風速と風向）

4.2 石油又はその他有害物質の大規模流出に関する通知

4.2.1 ロシア連邦の海域内あるいは経済地域あるいはこれら地域に近い公海において石油又はその他有害物質の大量流出を発見した場合、航空機の船長はただちに以下の内容を含めて、流出に関する情報を空中移動によって管理地点の係官に伝えなくてはならない。

- 流出発見時間とその所在地（場所）
- 流出現場の気象条件（海の状態、風速と風向、視界）
- 汚染の特徴とその長さ（面積）
- 推定される汚染源

4.3 採用されている国際規則あるいは国内規則に違反した排出に関する通知

4.3.1 採用されている海洋環境の予防と保全に関する国際規則あるいは国内規則に違反の疑いの根拠を与えている船舶あるいはその他施設からの海への石油及びその他有害物質の排出の発見にあたって、航空機の機長は、可能な限り、違反の疑いのある船舶又はその他施設の記録の作成及び写真を含めて関連証拠を備えた違反の事実の準備のための措置をとらなくてはならない。

4.4 投棄に関連した事故の通知

4.4.1 所轄権力によって与えられた投棄の特別又は一般の許可にしたがって廃棄物又はその他物質を海中に投棄するために輸送する航空機の機長は、このような許可に定められた条件に違反して廃棄物又はその他物質の排出を引き起こすか引き起こしかねない事故に関して空中移動によって管理地点の係官に直ちに伝える義務を負う。

通知は以下の情報を含んでいなくてはならない。

- 航空機のコールサイン
- 周波数あるいは用意されている無線チャンネル
- 事故時の所在地（正方形、幅、長さ、進路、速度）
- 事故の日時

-当該状況に関するその他通知

4.5 違反であることを証明する資料の引渡し

4.5.1 着陸後航空機の機長は4条1項～4項に述べられた事実に関し、航空日誌から正しく証明された抜粋および有害物資による海洋汚染防止に関する規則違反の場合に証明となる手持ちの証拠文書（写真、記録等）を空中移動による管理地点の係官に引き渡す。

第5章 人工島、装置及び建造物からの通知伝達の手続き

5.1 石油及びその他有害物質の排出を引き起こし得る事故の通知

5.1.1 ロシアの内水及び海洋経済水域内で開発し、設置されたかあるいはロシアで登録された人工島、装置及び建造物の作業の実施に責任をもつ人物は、国際規則あるいは国内規則で定める境界を超える規模で人工島、装置あるいは建造物から石油及びその他有害物質の排出を引き起こすかあるいはその可能性がある事故についてただちに海難救助・調整本部 あるいは海難救助・調整支部（最も近い沿岸無線局）に伝えなくてはならない。

5.2.1 事故の通知は以下の情報を含んでいなくてはならない。

- 人工島、装置あるいは建造物の所在地（現在地）
- 事故の時間
- 装置等のデータ
- 事故の記述
- 海洋に排出された有害物質の量と濃度
- 発生場所の気象条件
- 必要な援助
- 汚染除去に採用される手段
- 当該施設で作業の実施を指導している人物に与える必要があるとみられるその他の情報

第6章 通知伝達の最終手続き

6.1 海難・救助・調整本部 あるいは海難救助・調整支部及び空中移動による管理地点の係官は、ロシア天然資源省のシステムの最も近い特殊海洋監督および国家海洋救難・調整本部（モスクワ市のロシア連邦運輸省 ГМСКЦ）及びロシア連邦運輸省海難救助部（ГУ ДМТ）に得られた情報を伝える。

- 6.2 国際海事機関（IMO）あるいは事故によって傷つけられ得る国家に通知するために有害物質の投棄に関連する事故の通知の準備は、ロシア運輸省海上輸送部によって実施される。

「海洋環境汚染に関する通知伝達手続きに関する指令」はソ連邦水利経済省、ソ連邦海洋艦隊省、ソ連邦漁業省およびソ連邦民間航空省によって 1987 年に承認された。現在の指令の効力発生時点からロシア連邦の領域には採用されない。

付属文書 1

ロシア天然資源省特殊海洋監督機関のリスト

1. Спецморинспекция по Дагестанскому региону Минприроды России (ダゲスタン地域)
367027, г. Махачкала, ул. Озерная, 17-Б тел. 4-64-32 факс 4-63-74
2. Спецморинспекция по Калмыцкому региону Минприроды России (カルムイキヤ地域)
358000, г. Элиста, ул. Ленина, Дом Правительства, ком. 323 тел. 5-12-52
3. Спецморинспекция Минэкологии Республики Карелия (カレリア共和国)
186503, г. Беломорск, ул. Герцена, д. 18 тел. 2-21-5
4. Спецморинспекция Минэкологии Республики Саха (Якутия) (サハ共和国)
678830. Якутская Саха, п. Черский, ул. Дзержинского, д. 19 тел. 2-38-64
5. Спецморинспекция Краснодарского краевого комитета 211597 (クラスノダール地方)
Озон по охране природы 360670, г. Краснодар, ул. Красная, д. 19 тел. 57-04-31
6. Спецморинспекция Красноярского края Минприроды России (クラスノヤルスク地方)
663210, Красноярский край, г. Дудинка, ул. Щорса, д. 1, а/я 355 тел. 2-55-83
7. Спецморинспекция Приморского края Минприроды России (沿海地方)
690003, г. Владивосток, ул. Башидзе, д. 6 тел. 25-22-68
8. Спецморинспекция Хабаровского края Минприроды России (ハバロフスク地方)
680013, г. Хабаровск, пер. Кедровый, д. 6-а тел. 33-52-70
9. Спецморинспекция Архангельского областного комитета по экологии и природо-пользованию (アルハンゲリスク州)
163046, г. Архангельск, ул. Проророва, д. 1, кв. 78 тел. 49-40-79
10. Спецморинспекция комитета экологии и природных ресурсов Астраханской области
254252 Волна (アストラハン州)

- 414000,г.Астрахань,ул.Бакинская,д.113 тел.22-15-08
- 11.Спецморинспекция Калининградского областного комитета по экологии и природным
(カリニングラード州)
Песурсам
262284 Родник
236000,г.Калининград, ул.Офицерская, д.6 тел.21-24-38
- 12.Спецморинспекция Камчатского региона Минприроды России (カムチャツカ地域)
683040, г. Петропавловск-Камчатский, пр.К.Маркса,244269 Аргус д.29/1 тел.5-22-77
- 13.Госинспекция по охране моря и смежных водных путей Ленинградского региона
Минприроды России (レニングラード地域)
199053,г.Санкт-Петербург,Васильевский о-в,(для рассылки ПО 30,а/я 31, иначе 12-я
линия,д.13,кв.7) тел.213-78-86 факс.213-80-88
- 14.Спецморинспекция Магаданского области Минприроды России 145264 Экос (マガダ
ン州)
685000,г.Магадан,ул.Голького,д.8-а тел.2-46-44
- 15.Спецморинспекция Мурманского обласного комитета по охране природы (ムルマンス
ク州)
183038,г.Мурманск,ул.Софьс Перовской,д.13а тел.5-37-38
- 16.Таганрогский межрайонный комитет по охлане природы (タガンログ地域)
347899,Ростовская область 7,г.Тганрог,пер.Гоголевский,д.6 тел.4-49-43
- 17.Спецмопинспекция Сахалинского региона Минприроды России (サハリン地域)
693000,г.Южно-Сахалинск,ул.Вокзальная,д.56 тел.3-17-43, факс.3-33-14
- 18.Спецморинспекция Ямало-Ненецкого окружного комитета по экологии и природным
ресурсам (ヤマロ・ネネツ自治管区)
626600,Ямало-Ненецкий округ,г.Салехалд, ул.Ямальская,12
- 19.Спецморинспекция Корякского автономного округа Минпророды России (コリャク自治
管区)
684620, пос.Палана Камчатской обл.,Пролетарский пер.,8 тел.3-17-43, факс.3-14-00
- 20.Спецморинспекция Чукотоского автономного округа Минприроды России (チュコト
自治管区)
687710,г.Анадырь,Чукотока,ул.Куркутского,34 тел.4-46-85
- 21.Спетуморинспекция Ненецкого автономного округа Минприроды России (ネネツ自治

管区)

164700,г.Нарьян-Мар Архангельской области,пос.Факел тел.71-2-93, факс.71-2-45

付属文書 2

1. 通知の手続き

以下の通知を行わなくてはならない：

通行計画 (SP)	システムの境界内の港から出口まで又はシステムで包含される地域への立ち寄りにあたって事前あるいは直前
位置の通知 (PR)	何時システムの効率的な作業を保証しなくてはならないか
拒否に関する通知 (DP)	船舶の位置が、予定されたルートの変更あるいは船長の決定にしたがって、それに先行する通知に予定された位置から大幅に違う時
最終的な通知 (FP)	目的地への到着まで及びシステムで包含される地域から離れる時
危険貨物の通知 (DG)	離れている海域又は海岸から 200 マイルの範囲内にある梱包した危険貨物の海中での紛失を起こしたか起こし得る事故にあたって
有害物質の通知 (HS)	石油排出 (マルポール条約 73/78 付属文書 1)、あるいは有害物質の流出 (マルポール条約 73/78 付属文書 2) を引き起こすかその可能性のある事故
海洋汚染の通知 (MP)	海洋を汚染させる物質としての危険貨物 (マルポール条約 73/78 付属文書 3) の国際海洋コードで言及されている梱包された有害物質の海中での紛失あるいは紛失の可能性がある場合
その他通知	その他の通知は、要求に合致したシステム、通知状で航海者に対して実施される通知を提供しなくてはならない。

2. 標準指令および通知のフォーマット

通知は船舶通信のフォーマットに含まれている不必要な条項を含めてはならない。

言語上の障害発生にあたって、使用言語は、これが可能な場所では、標準海洋航海

辞書・会話集を採用しながら、英語を含めるべきである。国際コードの採用にあたってはアルファベット手順に対応する文字表示の後にテキストに対応する表示を使用しなくてはならない。

それぞれの転換点に必要な船舶の移動に関する情報では、地点の間の予定航路のタイプ、例えば RL（航程線）、GC（大圏コース）あるいは沿岸、あるいは沿岸航行の場合には下記の B 点のような 6 桁のグループの数字の通過日と通過時間。

	電報 or 電話	機能	必要な情報
システムの名称（例、AMBER/AUC REPI/MAREPI /EKAREPI/ДЖАРЕPI）	システムの名称	システムの記号化	船舶通信システム 又は最も近くで対応できる無線局
SP	完全に発音する	通知のタイプ 通行計画	通知のタイプ
C	位置(ЧАРЛИ)	位置	N あるいは S の数字で緯度及び分を示す 4 桁のグループ及び E あるいは W の数字で緯度及び分を示す 5 桁のグループ
D	位置(ДЕЛЬТА)	位置	明確に示された海岸の方向指示器（方向指示器を示す）から海上マイルでの正確な方位（最初の三つの数字）及び距離（間隔を示す）
E	航路(ЭХО) 速度(ФОКСТРОТ)	正確なルート ノットによる速度	3 桁のグループ
G	出口(ГОЛФ)	出港	最後の寄港の名称
H	寄港(ХОТЕЛ)	日付、時間及び地点	B と表示された出港時間及び C あるいは D と表示された所在地
I	目的 ЕТА(Индия)	目的と到着予定時間	港湾の名称及び B と表示された本日からの時間グループ
J	水先案内人 (ДЭУЛИЕТ)	水先案内人	海洋あるいは港湾水先案内人が船上にいる場合、指示する
K	出口(КИЛО)	システムからの出口の日付、時間及び地点	B と表示された出口の時間及び C あるいは D と表示された出口の所在地
L	通路(ЛИМА)	通路に関する情報	予定通路
M	無線通信(МАЙК)	無線通信	無線局の完全な名前、作動周波数
N	次の通知 (НОВЕМБЕР)	次の通知の時間	B と表示されている日付・時間グループ
O	きっすい(ОСКАР)	現存する最大限の統計上の喫水	メートル及びセンチメートルによる 4 桁グループ

P	貨物(ПАПА)	船上の貨物	貨物及び人や環境に脅威を与えるあらゆる危険貨物、有害物質、ガスに関する短かな情報（通知に関する詳細な要求事項を見よ）
Q	故障、破損（欠陥）制限(КВЕБЕК)	故障/破損（欠陥）/その制限	破損、故障あるいはその他制限に関する短かな情報（通知に関する詳細な要求事項を見よ）
R	汚染/海中に落ちた危険貨物(РОУМЕО)	汚染あるいは海中に落ちた危険貨物の記載	C及びDで表示される汚染のタイプ（石油、化学物資等）あるいは海中に落ちた危険物質の情報：通知に対する詳細な要求事項を見よ
S	気候(СИЕППА)	気候条件	気候及び海洋状況に関する短い通知
T	エージェント(ТАНГО)	船舶の代表及び/あるいは船舶所有者	情報を得るための船舶代表者及び/あるいは船舶所有者の所在の名前、所在地に関する情報（通知に対する詳細な要求事項を見よ）
U	規模とタイプ(УНИФИРМ)	船舶の規模とタイプ	長さ、幅、トン、タイプ等照会に関する情報
V	医師(ВИКТОР)	医学上のスタッフ	医者、看護婦、看護員；医師ではない
W	要員(УИСКИ)	船上の総人数	数を示す
X	追加(экс-рэй)	雑	事故及び事故に巻き込まれたその他船舶に関する短い情報を含むあらゆるその他情報、援助あるいは救助8通知に対する詳細な要求事項を見よ

3. 通知への詳細な要求

3.1 危険貨物に関する通知 (DG)

DGの最初の通知は、標準通知フォーマットのa、b、c（あるいはD）、M、Q、S、T、U、X項を内容にしなくてはならない。

R項に関する詳細は以下でなくてはならない。

1. 貨物の正しい技術名称
2. 貨物に与えられた番号あるいは国連の番号
3. 等級あるいは国際海事機構IMOの有害物資法典に関する等級
4. 貨物の生産者あるいは荷送人、あるいは荷受人の品目が分かるか
5. 取り外し可能なタンク、タンクローリー、チャーター・コンテナあるいはその他輸送装置の中にあれば、認識票を含む包装のタイプ

6. 計算量と貨物の予想できる状態

7. 紛失した貨物が浮いていたか沈んだか

8. 貨物の紛失が続いているか

9. 紛失の原因

包装された危険貨物が海中にさらに紛失する脅威が起こっているような船舶の状況であれば、通知の標準フォーマットの P および Q 項が伝えられなくてはならない。P 項に関する詳細は以下でなくてはならない。

1. 正確な技術名称あるいは貨物の名前
2. 番号あるいは OOH の番号
3. 等級あるいは国際海事機構 IMO の有害物資法典に関する等級
4. 貨物の生産者あるいは発送者、もしくは荷受人の名称が分かるか
5. 取り外し可能なタンク、タンクローリー、チャーター・コンテナあるいはその他輸送装置の中にあれば、認識票を含む包装のタイプ
6. 計算量と貨物の予想できる状態

通知のときにもっていない情報は追加的な通知で与えなくてはならない。

3.2 有害物資の通知 (HS)

実際の排出の場合には形態別 (HS) の最初の通知は、標準通信フォーマット B、B、C (あるいは D)、E、F、L、M、N、Q、R、S、T、U、X 項を内容としなくてはならない。

起こり得る排出の場合は P 地点が通知に含められなくてはならない。P、Q、R、T および X 項の情報は以下でなくてはならない。

P1. 海中の石油あるいは液体物質の正しい技術名称

2. 番号あるいは国連の番号

3. 汚染のカテゴリー (A、B、C あるいは D)

4. 仮に必要であり、解っていれば、生産者の物質の名称、貨物発送者あるいは貨物受取人の名前

5. 量

Q1. 必要なら、船舶の状態

2. 貨物・バラスト・燃料の汲み取り方法

R1. 海洋に排出された石油あるいは有害液体の正確な技術名称

2. 番号あるいは国連の番号
3. 汚染のカテゴリー（A、B、C あるいは D）
4. 仮に必要であり、解っていれば物質の生産者の名称、貨物発送者あるいは貨物受取人の名前
5. 貨物の計算量
6. 紛失した貨物が浮いているか沈んだか
7. 貨物の紛失が続いているか
8. その他紛失
9. 分かれば、潮流の条件を示した排出あるいは紛失貨物の計算上の移動
10. できる限りの汚点(汚染)の計算上の面積

T1. 船舶所有者および船舶の社長（貨物運送業者、マネージャーあるいはオペレーターあるいはそれらのエージェント）の名前、住所、テレックスおよび電話番号

X1. 排出を考慮して実行された運行船舶の転換

2. 正式に求め、示された援助
通知のときに持っていない情報は追加通知で提供されなくてはならない。

3.3 海洋汚染に関する通知（MP）

実際の排出の場合に形態(MP)に関する最初の通知は A、B、C（あるいは D）、M、Q、R、S、T、U、X 項の通知の標準フォーマットを内容としなくてはならない。起こり得る排出の場合は P 項が同様に含まれなくてはならない。P、Q、R、T、X の情報は以下でなくてはならない。

P1. 正確な技術名称あるいは貨物の名前

2. 番号あるいは国連の番号
3. 等級あるいは国際海事機構 IMO の有害物資法典に関する等級
4. 分かれば、貨物の生産者の名称あるいは貨物発送者か貨物受取人
5. 取り外し可能なタンク、タンクローリー、チャーター・コンテナあるいはその他輸送
6. 貨物の計算量と貨物の予想できる状況

Q1.必要なら、船舶の状況

2.貨物・バラスト・燃料の積み替え方法

R1 正確な技術名称あるいは貨物の名前

2.番号あるいは国連の番号

3.等級あるいは国際海事機構 IMO の有害物資法典に関する等級

4.分かれば、貨物の生産者の名称あるいは貨物発送者か貨物受取人

5.取り外し可能なタンク、タンクローリー、チャーター・コンテナあるいはその他
輸送

6.貨物の計算量と貨物の予想できる状況

7.紛失貨物が浮いているか沈んでいるか

8.貨物の紛失が続いているか

9.貨物紛失の原因

T1.船舶所有者および船舶の社長（貨物運送業者、マネージャーあるいはオペレーター
あるいはそれらのエージェント）の名前、住所、テレックスおよび電話番号

X1.排出を考慮した作業および船舶の転換

2.要請されるかあるいは示される援助

ただちに伝達されない情報は追加的告知で示されなくてはならない

ロシア連邦法務省

1994.6.14 登録

登録番号 N598